

「尼崎市おくやみハンドブック」協働発行事業者募集要項

1 目的

身近な人等が死亡した後に発生する各種手続に関する情報に加え、それらに関連した企業等の広告を掲載した情報誌「尼崎市おくやみハンドブック」を作成することにより、死亡後の煩雑な手続を分かりやすく案内し、遺族等の負担を軽減させることを目的として、「尼崎市おくやみハンドブック」協働発行に係る協定の相手方となる事業者を募集する。

2 業務概要

(1) 業務名

「尼崎市おくやみハンドブック」協働発行业務

(2) 業務内容

別紙1『「尼崎市おくやみハンドブック」協働発行业務仕様書』のとおり

(3) 発行時期

4月、10月の年2回発行

3 事業経費

本業務に要する一切の経費は、提案者が集める広告により賄うものとし、尼崎市は経費を負担しない。

4 スケジュール

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和8年8月14日（金） |
| (2) 質問書の受付期限 | 令和8年8月25日（火） |
| (3) 質問書に対する回答 | 令和8年9月1日（火）までに本市ホームページで公開 |
| (4) 企画提案書等の受付期限 | 令和8年9月4日（金） |
| (5) 選定結果の通知 | 令和8年9月中旬予定 |

5 参加資格

本業務へ参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるもので、明らかに請負者として不適当であると認められる者ではないこと。
- (4) 本市から入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 国税、地方税を完納している者であること。

- (6) 協働する業務を適正かつ確実に実施し得る事業規模を有し、かつ経営状況及び財務状況が良好であること。
- (7) 過去に官民協働で情報誌を発行した実績があること。

6 質問及び回答

(1) 提出方法

別添の質問書【様式 5】により、電子メールにて提出すること。また、メール件名に「おくやみハンドブックに係る質問・会社名」を入力した上で送信し、必ず電話で送信した旨を「16 問合せ先」の担当に伝えること。

※上記以外の方法、また審査内容に関する質問は一切受け付けない。

(2) 期限

令和 8 年 8 月 25 日（火）午後 5 時まで（必着）

※期限以降の質問は、一切受け付けない。

(3) 提出先

尼崎市 総務局 窓口サービス推進課 おくやみコーナー

メールアドレス：ama-okuyamcorner@city.amagasaki.hyogo.jp

電話：06-6489-6229

(4) 回答方法

令和 8 年 9 月 1 日（火）までに、本市ホームページにおいて公表する。

7 参加申込の手続

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本募集要項、仕様書及び尼崎市契約規則、尼崎市広告掲載要綱等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

No.	名称	様式番号
1	参加申込書	様式 1
2	誓約書	様式 2
3	法人等の概要	様式 3
4	類似事業実績調書	様式 4
5	企画提案書	—
6	おくやみハンドブックデザイン案	
7	尼崎市競争入札参加資格名簿に登録がない場合にあっては、次に掲げる書類 ・直近年度の市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が尼崎市に存する場合に限る。））及び消費税の納税証明書（写し可）（滞納がないことを確認できるもの） ・法人の場合にあっては履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（写し可）及び役員名簿、個人の場合にあっては身分証明書の写し	—

(2) 提出部数

提出書類は、(1)提出書類のうち、No.1～6に掲げる書類については正本1部、副本7部の計8部を、No.7の書類については正本1部を提出すること。

(3) 提出期間及び時間

令和8年8月14日（金）午前9時から令和8年9月4日（金）午後5時まで（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、(3)までに到着したものに限り受け付ける。

(5) 提出先

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市役所 総務局 窓口サービス推進課 おくやみコーナー（本庁 中館1階）

8 企画提案書作成方法

(1) 企画提案書記載事項

別紙1『「尼崎市おくやみハンドブック」協働発行業務仕様書』に基づき、別紙2「プロポーザル審査項目」の順番に内容を記載した企画提案書を提出すること。

(2) 留意事項

ア A4版、長辺綴じでページ番号を入れ、表紙に『「尼崎市おくやみハンドブック」協働発行業務企画提案書』と記載し、余白に会社名等を記入すること。

イ 企画提案書は、専門的な知識がない者でも理解できる表現を使用すること。

ウ 必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

エ 企画提案書の提出は、1社（者）につき1案とする。

9 選定方法

本要項及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、「尼崎市おくやみハンドブック」協働発行业業者選定委員会が審査を行う。

(1) 選定方法

書類選定

(2) 選定基準

別紙2「プロポーザル審査項目」により審査する。最低基準点は、審査員全員の合計において満点の6割とし、採用の決定は、最も高い点数を獲得し、かつ最低基準点を満たす提案とする。ただし、審査項目中、評価にならない（0点）項目があった場合、不採用とする。

(3) 加算

市内事業所は合計点に10%の加算、準市内事業所は合計点に5%の加算が有ります。また、事業実施に際して新たに市内在住者の雇用を行う提案が有る場合は合計点に5%の加算が有ります。ただし、最低基準点に達していない場合には加算は行われません。

10 審査結果

(1) 通知方法

参加申込書を提出した全ての提案者に文書にて通知

(2) 通知時期

令和 8 年 9 月中旬予定

1 1 契約の締結

第 1 候補者が決定後に辞退などをした場合、次点候補者の繰上げ決定とする。

1 2 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。ただし、提案の内容について今後の参考とすることがある。
- (4) 提出された書類は、このプロポーザルに係る審査に必要な範囲において、複製することがある。

1 3 情報公開及び提供

尼崎市は提案者から提出された企画提案書等について、尼崎市情報公開条例（平成 16 年条例第 47 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの協定候補者選定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 4 その他

(1) 冊子のデザイン

冊子のデザインについては、プロポーザルに提出されたデザイン案をベースに尼崎市と協議のうえ、決定することとする。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を尼崎市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに別添の辞退届【様式 6】を担当課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 本募集要項等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、協定先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、尼崎市が必要と認める場合には、尼崎市は、協定先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 提案者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(7) 企画提案書に記載された内容は、特に明記がない場合、業務実施後に追加費用を伴わず実施できるものとする。

(8) 広告内容については、尼崎市と協議のうえ掲載すること。なお、尼崎市が広告内容を不適切であると判断した場合、掲載を認めない。

(9) 尼崎市は、協定候補者に決定した提案者と業務の実施等に関する細目的事項について協議のうえ、協定を締結する。

1 5 配布資料

- (1) 【別紙 1】「尼崎市おくやみハンドブック」協働発行業務仕様書
- (2) 【別紙 2】プロポーザル審査項目
- (3) 【様式 1】参加申込書
- (4) 【様式 2】誓約書
- (5) 【様式 3】法人等の概要
- (6) 【様式 4】協議発行類似業務実績調書
- (7) 【様式 5】質問票
- (8) 【様式 6】辞退届
- (9) 【参考 1】尼崎市広告掲載要綱
- (10) 【参考 2】尼崎市広告掲載基準

1 6 問合せ先

尼崎市 総務局 窓口サービス推進課 おくやみコーナー

担当：安福・岡

〒660-8501 尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号 本庁中館 1 階

電話：06-6489-6229

F A X：06-6489-6361

メールアドレス：ama-okuyamicorner@city.amagasaki.hyogo.jp